

堺市高齢者施設等に係る物価高騰対応支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気・ガス料金等の物価高騰の影響を受けている高齢者施設等の負担を軽減し、利用者へ安定的なサービスの提供ができるよう、当該事業者に対し物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で支給することについて必要な事項を定める。

(支給の対象者)

第2条 支援金の支給の対象者は、令和5年6月1日時点において、本市の区域内に所在する施設又は事業所で、次の各号に掲げる施設又は事業所のいずれかを運営する法人とする。

- (1) 本市から介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定（同法第72条第1項の規定によるみなし指定を含む。）又は許可を受けている施設又は事業所
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- (4) 本市から介護保険法の規定に基づく委託を受け、別表の左欄に掲げるサービスを提供する事業所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の対象としない。

- (1) 令和5年6月1日に休止している施設又は事業所
- (2) 第4条に規定する申請に係る日の時点において休止し、又は廃止している施設又は事業所
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等に、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者がいる法人

3 第1項第1号の規定に該当する法人のうち、通所介護のサービスを提供する事業所を運営するものについては、令和5年6月2日以後に定員の減を理由として当該サービスを廃止し、かつ、引き続き地域密着型通所介護の指定を受けた場合に限り、第1項の規定にかかわらず、支援金の支給の対象とする。

4 第1項第1号の規定に該当する法人のうち、地域密着型通所介護のサービスを提供する事業所を運営するものについては、令和5年6月2日以後に定員の増を理由として当該サービスを廃止し、かつ、引き続き通所介護の指定を受けた場合に限り、第1項の規定にかかわらず、支援金の支給の対象とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和5年6月1日を基準日とし、前条に規定する支給対象者が運営する施設又は事業所について、別表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表右欄に定める額とし、一法人で複数の施設又は事業所を運営する場合は、当該複数の施設又は事業所に係る額を合計した額とする。

(申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、堺市高齢者施設等に係る物価高騰対応支援金支給申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を令和5年10月31日までに市長に提出しなければならない。

(支給決定及び通知等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を支給することを決定する。この場合において、当該支援金の支給は、一法人につき1回限りとする。

2 市長は、前項における支給決定を行った場合は、申請者に対し、申請書に記載の金融機関口座へ支援金を支払い、支給決定の通知とする。

3 市長は、第1項の審査の結果、支給することが適当でないと認めるときは、その旨を堺市高齢者施設等に係る物価高騰対応支援金却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(報告等)

第6条 市長は、支援金に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し質問及び調査をすることができる。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による支援金の支給決定を取り消し、堺市高齢者施設等に係る物価高騰対応支援金支給決定取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金を受給したとき。

(2) 申請者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長において支援金を支給することが不相当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合は、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。